

九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

| | |
|----------------|----------------------|
| 1. 執行機関の別 | 都道府県知事・市区町村等 |
| 2. 都道府県名 | 和歌山県 |
| 3. 市区町村名 | 九度山町 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 74-1：子どもの医療費助成に関する事務 |

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 56 | |
| ③番号法別表第2の項 | 74 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年九度山町条例第21号）別表第一 第1の項 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）第1条 | 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 。 | 第1条 この条例は、老人、乳幼児、重度心身障害児者、ひとり親家庭及びその他特別の事情を有する者に対し、各医療費の一部を支給することによりその者の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。 |

| | | |
|--------------|--|---|
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | ・九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）・九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成21年九度山町規則第1号） |
|--------------|--|---|

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | | |
|-------|---|--|
| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令40条 項1号 | 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条 |
| 事務の内容 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 | 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条による乳幼児医療費の支給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |

| 特定個人情報1 | | |
|---------------|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令40条 項1号イ | 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第2項第1号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請に係る乳幼児の生計を維持する程度の高い者に係る市町村民税に関する情報 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務2 | | |
|-------|--|---|
| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令40条 項2号 | 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第5条 |
| 事務の内容 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 | 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第5条の受給者証の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |

| 特定個人情報1 | | |
|---------|--|--|
|---------|--|--|

| | | |
|---------------|------------------------------|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令40条 項2号イ | 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第5条第1項 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請に係る乳幼児の生計を維持する程度の高い者に係る市町村民税に関する情報 |

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|

届出情報

| | |
|------------------------|-------------|
| 届出日 | 2016年09月23日 |
| 独自利用事務の対象者 | |
| 番号法第9条第2項の条 例に規定した日 | |
| 保護評価の実施の有無 | |
| 評価書番号 | |
| 保護評価書の名称 | |
| 保護評価書のURLリンク | |
| 委任関係 | |